

利用料金表（介護予防短期入所生活介護） R6. 4. 1

（単位：円）

		従来型・多床室		従来型・個室		ユニット型・個室	
要介護度		要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
施設介護サービス費 （1割負担額）		458円	570円	458円	570円	537円	667円
加算項目	機能訓練体制加算	12円		12円		12円	
	サービス提供体制加算（I）	18円		18円		18円	
	介護職員等処遇改善加算 （14%）	68円	84円	68円	84円	79円	97円
居住費		1,080円		1,400円		2,700円	
食費		1,880円		1,880円		1,880円	
日常生活費		220円		220円		220円	
教育娯楽費		150円		150円		150円	
1日あたり自己負担額（合計）		3,886円	4,014円	4,206円	4,334円	5,596円	5,744円

※負担割合が2割・3割の方は、「施設介護サービス費及び加算」について2倍・3倍の金額になります。

※被爆者健康手帳をお持ちの場合は、1割(2割、3割)負担はかかりません。居住費・食費・経費の負担になります。

※食費は、実費負担となります。(朝食 480円 昼食 700円 夕食 700円)

※送迎をご希望される場合は、別途「送迎費」として片道 187円がかかります。

※テレビをご希望される方は、レンタル料 1日 100円で貸出あります。

負担を軽減する制度

1. 介護サービス費の軽減（高額介護サービス費）

1 か月の介護サービス費利用者負担額（1 割もしくは 2 割・3 割負担分）が軽減されます。

2. 食費・居住費の軽減（特定入所者介護サービス費）

食費・居住費の 1 日あたりの負担限度額が設定されています。

利用者負担段階に基づく負担額（特定入所者介護サービス費）

（1 日あたり負担限度額）

	対象者	居住費			食費
		従来型多床室	従来型個室	ユニット型個室	
1 段階	①市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者	—	320円	820円	300円
2 段階	市民税世帯非課税であって、 <u>合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金の合計が80万円以下の方</u>	370円	420円	820円	600円
3 段階①	市民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が年額 80 万超 120 万以下の方	370円	820円	1310円	1000円
3 段階②	市民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が年額 120 万超の方				1300円
4 段階	・上記以外の方（市民税課税世帯の方） ・預貯金の合計が 1000 万円（夫婦は 2000 万円）以上の方	1,080円	1,400円	2,700円	1,880円

これらの負担の軽減制度を適用するには、長崎市へ申請し、認定を受ける必要があります。

ご不明な点や詳細については担当者へお問い合わせください。